

道医発 7 9 4 号
平成 2 5 年 1 1 月 7 日

各郡市・医育機関医師会 様

北海道医師会長
長 瀬 清
(公 印 省 略)

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの
取扱い等について

標記につきまして、日本医師会より別添写しのとおり通知がありましたので、
お知らせいたします。

つきましては、貴会管下会員へのご周知等ご高配のほどよろしくお願いいたします。

—医療安全・医事法制部—
(事業第三課)



日医発第703号(法安78)

平成25年10月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に、標記の通知がなされるとともに、本職に対してもその周知方依頼がありました。

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知)(以下「指針」という)を定めたところですが、本件は、美容医療サービス等の自由診療において、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項を下記のとおり定めたとして、通知するものであります。

すなわち、

- ① 診療情報の提供にあたっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること、
- ② 実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む)や当該施術にかかる解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと、
- ③ 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと、
- ④ 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を

受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと、

⑤ ①から④までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと、等の点につき、改めて周知を図るものであります。

さらに、当然のことながら美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできない旨の確認も併せてなされております。

貴職におかれましても御了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員各位への周知の徹底及び遵守の要請につき御高配賜りますようお願い申し上げます。